

諏訪圏域障がい福祉人材育成ビジョン

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会
人材育成委員会

【 I 諏訪圏域の人材育成の目的と推進】

1、諏訪圏域で人材育成を行う目的・方法

〈目的〉

- ① 諏訪圏域で暮らし続けたい方の希望に寄り添い、その支援ができる人材を育てる
 - ② 地域づくりを担っていく人材を育てる
- 自立支援協議会（協議会）に参画する人材の育成

〈方法〉

- ① 自立支援協議会（協議会）において人材育成システムを構築する
- ② 人材育成システムを地域の共有ものとし、システムの理解と協力を求めていく

2、育成された人材の活用

- ① 協議会に主体的に参加し、地域の課題を積極的に検討してもらう
参加を促し、圏域で何が不足しているか、何が充実しているかを整理する
- ② 関係機関、団体等に地域課題を伝えるため、諸会議等に専門家や講師を派遣する
この圏域にどのような専門家（エキスパート）が必要かを検証し、育成する
- ③ 重層的支援体制構築のために、他分野・機関との交流、研修、意見交換などを行う
体制構築のための他分野との連携を図り、諸会議において障がい福祉分野における課題や意見を提案する。
- ④ 地域課題を多分野の地域の方にも知ってもらう取り組みの実施
直接障がい福祉に関係ないと思われる分野との連携、諸会議への参加を行う

〈到達目標と期間〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①協議会参加				目標:多数の事業所が参加し、意見を述べる		
②会議参加					目標:地域からどのような専門家が求められるかを整理し派遣する	
③重層的支援					目標:各市町村の諸会議に代表して参加する人材を育成し派遣する	
④地域連携						
	目標:「協議会」を名乗って活動している人が増えている					

3、人材育成システムをどう維持していくか ～役割分担～

(1) システム管理の主体者とその役割

①市町村行政

『地域作りのプランナーでありデザイナーである』

- ・相談三層の役割分担と相談支援体制づくり
- ・当事者ニーズとサービス利用の整合性の判断 …モニタリング検証
- ・相談支援専門員の質の担保と加算の推進
- ・福祉計画等の実施、協議会の運営の中核、基幹センター・拠点事業の推進
- ・障がい福祉分野外との融合・連携

②基幹相談支援センター

『システムの維持管理を主体的に行う』

- ・個別事例や相談員等からの課題を受け止め地域化する
→資源開発、地域組織化の視点
- ・地域課題の解決に向けたコーディネートを行う
→スケジュール管理やタイムキーパー的役割を担う

③地域生活支援拠点事業

『当事者が地域で暮らし続けるための資源開発、検討を行う』

- ・希望する方が諏訪圏域で暮らし続けられるように、必要な資源やサービスを整えるときともに、足りない資源や人材育成に向けた検討を行う
- ・拠点事業を支える事業所や人材を増やし、圏域の課題について検討する

④自立支援協議会（協議会）

『地域課題について協議する場である』

- ・地域課題を検討するための環境を整備する（検討の場の設置）
→「人材育成委員会」を設置する
人材育成行動計画を作成し実施に向けた取り組みを行う
- ・個別の課題を受け付け、検討する準備を行う
→協議会に参加し、意見を述べやすくする環境作りが必要

⑤障がい者相談支援事業（委託相談）

『当事者ニーズの受付と見立て、支援の見通しを立てる』

- ・個別の生活ニーズに合わせた多機関連携を図る
- ・障がい児者サービス利用の有無を問わない生活支援の組み立てを行う
- ・社会資源の利用援助や資源不足を課題化する視点を持つ
- ・個別課題の吸い上げと地域課題化を図る

⑥相談支援事業所（指定特定・指定一般・指定障害児）

『相談支援に基づいた利用・支援計画の作成と支援の実施者である』

- ・ニーズに基づき作成した計画を元に支援を実施する
- ・チーム作りを行い、関係機関と連携をする
- ・支援のための適切な資源がない場合に課題化し提言する役割がある
協議会への参加や課題化し発言するスキルが必要

⑦障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・障害児支援事業所

『当事者の意思決定に基づく自立生活を支援する機関』

- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による個別支援計画の作成と計画に基づき地域や関係機関と協力しながら当事者の支援を実施する
- ・支援者（所属職員）に対するOJT（事業所内育成）の実施
- ・地域における事業所の役割を理解し、地域作りへの役割を果たす
地域生活支援拠点事業への協力、協議会への参加などを行う

(2) システムを支える人材とその役割

①市町村担当者

i 障害者相談支援担当（障害児を含む）

- ・担当者が定期的に変わるので、新たな視点で当事者ニーズやその変化に気づき、支援の方向を常にチェックする
- ・協議会や相談支援体制整備を主導し、地域の支援力を高める
- ・この役割を果たすために、相談支援技術の学びを進める

ii 障がい児者福祉サービス支給決定機関

- ・支給決定事務、モニタリング検証や実地指導などを通しサービス提供の妥当性を計る
経験を元とした他ケースとの比較や基準作りなどの実施

②相談支援事業所

i 主任相談支援専門員

- ・地域課題解決のため、協議会の参加や他事業所への支援・協力などを主体的に行う
- ・所属相談支援事業所内のOJTを実施する

ii 基幹相談支援センター職員

- ・地域課題解決のため、協議会の主導、個別課題の収集・受け止めと地域課題化への取り組み主体的に行う
- ・重層的・複合的課題や困難事例などを解決するために、多機関との連携、課題解決する技法を身につけ実行するとともに、地域の事業所に技術を提供する

iii 障害者相談支援事業（委託相談）相談員

- ・相談を受け付け見立てる技術を活用し、支援の組み立てを行う
- ・不足する地域資源を地域課題化したり関係機関との連携を深めることで、当事者が求めるニーズの解決を目指す
- ・障害者相談支援事業の役割や学ぶ機会を設けることも必要

iv 相談支援専門員

- ・当事者の意思により選択された福祉サービス等の利用について計画的な支援を行う
- ・意思決定支援、権利擁護、ケアマネジメントなどの技術を学び活用することが必要
- ・個別で解決できない課題を地域課題化し解決を目指す

v その他専門職員

- ・相談支援事業所に所属する職員として、相談支援技術の習得を目指す
その他の職員…相談支援従事者資格を必要としない職員、地域移行支援員、ピアサポーター、事務員 等

③障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・障害児支援事業所

i 拠点事業所管理者・担当者

- ・当事者が地域生活を続けられるよう、必要なサービスや技術の提供、資源開発、地域の連携などを推進する
- ・拠点に登録される事業所を増やし、地域で役割分担をしながら課題を解決する

ii 管理者

- ・地域の資源として地域協働を意識し、地域課題をともに解決していく視点を持つ

iii サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ・個別支援計画を作成し、当事者のニーズに合わせた支援の実施と地域・関係機関との連携を図る
- ・事業所職員へのOJTを実施し、障がい児者福祉を支える人材の育成を行う

iv その他職員

- ・当事者支援に必要な技術を学び、利用者が安心して暮らせる地域作りに貢献する

④自立支援協議会（協議会）

i 協議会正副役員・運営委員会

- ・定義された地域課題を検討するための場を運営する
- ・地域課題を解決するための要として協議会を持続するための人材を育てる

ii 協議会事務局

- ・協議会で検討されている地域課題を管理、更新をする
- ・横断的な課題、他分野との共同的な課題などを判別し調整する
- ・会議に参加してもらいやすい仕組み作りを行う

iii 人材育成委員会

- ・協議会の検討を通じ、必要な圏域の人材育成のための協議を行う

【Ⅱ 人材育成の方法】

4、人材育成のための研修システム

〈研修実施の方向性〉

- ①長野県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョン（Ver.2 -R2.3-）を参考に、県研修・法定研修と連動させた圏域研修を行い、諏訪圏域で活躍する人材を育成する
- ②研修を通して『顔の見える』地域の連携体制を構築する
- ③圏域研修受講後に、研修の企画・運営に参加するシステムとすることで、研修受講効果を高め、『学ぶ人＝伝える人』という相互の人材育成機能を備える地域を作る
- ④個別の課題、地域の課題に対応できる人材を育成するためそれぞれに対応する研修を設ける

〈研修の構造〉

長野県の育成 【サービス事業所】		経験 年数	諏訪圏域での育成		長野県の育成 【相談支援】	
法定研修 等			自主研修		法定研修 等	
◇サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 専門コース別研修	サビ児更新研修	15		相談現任実地研修	相談現任研修	○相談支援専門員専門 コース別分野研修
		14				
意思決定支援 障害児支援 就労支援		13			相談主任研修	障害児支援 権利擁護・成年後見制度 地域移行・定着 スーパービジョン 意思決定支援 就労支援 介護支援専門員との連携
		12				
◇医療的ケア児等コーディネーター養成研修	サビ児更新研修	10		相談現任実地研修	相談現任研修	○医療的ケア児等コーディネーター養成研修
		9				
◇強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）		8	◆サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員・行政担当者合同研修			
◇虐待防止研修		7				
◇行動援護・同行援護研修		6				○強度行動障がい支援者養成研修
◇その他 ・基礎研修 ・ファシリテーター研修	サビ児実践研修	5		相談初任実地研修	相談初任者研修	○虐待防止研修
	サビ児基礎研修	4	サビ児管OJT			
		3	◆新任職員研修 ◆行政職員研修			
		2				
		1				○その他 ・県協議会フォーラム研修 ・基礎研修 ・ファシリテーター研修 ・演習講師養成研修

5、事業所を支える人材の相互活用の仕組み

〈活用する人材のリサーチ〉

- ①諏訪圏域の各事業所にどのような人材が配置されているか調査する
- ②諏訪圏域に必要な人材を調査し、必要に応じて研修の参加喚起を行う

〈人材の相互活用〉

- ①所属事業所の枠を超え、地域のために知識や技術が共有できる仕組み作りを行う
国研修受講者、県研修企画者、実務経験者等を圏域の研修や事業所派遣をするなどの検討（OJT/Off-JTでの活用等）
- ②人材に協議の場への参加を促し、地域力向上に協力を願う
福祉計画、状態別の検討会、システム構築のための会などへの参加

○令和3年度人材育成委員会 名簿

所 属	職 名	氏 名
岡谷市社会福祉課	主 幹	高山 理恵
諏訪市社会福祉課	係 長	植松 朋生
茅野市地域福祉課	係 長	清水 利恵
下諏訪町健康福祉課	係 長	今井 慎二
富士見町住民福祉課	係 長	植松 真実
原村保健福祉課	係 長	鎌倉 とみか
諏訪保健福祉事務所福祉課	係 長	向井 佐智子
ゆらり相談支援センター	センター長	中村 修
Social Lab Globe	管 理 者	松井 陽介
この街支援センター	センター長	井上 純一
精明学園	相談支援専門員	伊藤 英次
ソレイユ	管 理 者	吉川 恭子
諏訪圏域障がい者総合 支援センター オアシス	所 長	鈴木 美和子
	相談支援専門員	大澤 英恵
	相談支援専門員	竹淵 瑞季
	相談支援専門員	笠原 久美子
	相談支援専門員	森田 珠世
	相談支援専門員	野溝 美柚
	相談支援専門員	荒井 千恵
	相談支援員	北澤 美咲
	事 務	三井 しず江

諏訪圏域人材育成ビジョン

令和4年3月作成

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会 人材育成委員会

事務局 諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス

〒392-0024 諏訪市小和田 19-3 諏訪市総合福祉センター内

電話 0266 (54) 7713 FAX 0266 (54) 7723

Mail info@suwa-oasis.jp